

大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験に関する基本協定書

大阪市（以下「甲」という。）と〔 〕（以下「乙」という。）は、「大阪市生野区及び天王寺区シェアサイクル実証実験」（以下「本実証実験」という。）の実施に関し次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大阪市の周辺区に位置する生野区と移動の関連性が高い中心区天王寺区が連携し、区間連携のモデルケースとして取り組むことで、大阪市全体にポートの増設、拡充されることを期待するとともに、区内移動並びに隣接区における相互の移動の円滑化、交通不便地域への対応や自然災害等への対応を図ることで、住民の移動利便性の向上と来訪者の回遊性の向上に資する新たな交通手段として有効性があること及びこれらに関する課題を検証するため、甲及び乙が本実証実験を協働して実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（適用関係）

第2条 本実証実験の具体的な実施内容については、別紙1「実施細目」のとおりとする。

2 甲及び乙は、甲が公表した募集関係図書及び提案書類等において定められた事項を遵守しなければならない。

（実施期間）

第3条 本実証実験の実施期間は、令和5年4月1日（予定）から令和10年3月31日までとする。

第2章 業務範囲

（甲の業務範囲）

第4条 甲の業務範囲は、次のとおりとする。

- （1）本実証実験全体の総括
- （2）自転車の駐輪スペースとなる一定規模のポート（以下「ポート」という。）を設置するための、生野区役所、生野区民センター、生野区老人福祉センター、生野スポーツセンター、真田山公園、生玉公園、天王寺公園（天王寺動物園事務所来客用駐車場、天王寺動物園駐輪場）の公有財産（以下「公有財産」という。）の無償提供。
- （3）前号以外のポートを乙が設置することに係る関係先に対する協力要請
- （4）本実証実験の実施に係る地元関係者等との調整
- （5）生野区及び天王寺区での本実証実験の周知及び広報

（乙の業務範囲）

第5条 乙の業務範囲は次のとおりとする。

- （1）本実証実験の実施に係る自転車及びポート等の整備・維持管理と本実証実験終了後の原状回復
- （2）本実証実験に係る事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、車両の回収・再配置、事故や苦情等の対応・報告等。利用条件等は、別途乙が定める利用規約に基づく。）
- （3）ポート近辺の本実証実験車両の違法駐輪対策

- (4) 必要に応じた公有財産以外での事業用地の確保
- (5) 本実証実験の利用者への周知及び広報
- (6) 生野区及び天王寺区災害対策本部が設置された場合における災害時の初動及び復旧活動に係る本市職員のシェアサイクルの活用
- (7) 地域経済の活性化及び地域貢献に資する取組
- (8) 各種データの収集、整理及び甲への提供（個人情報保護法に定義する「個人情報」及び「匿名加工情報」は除く）
- (9) 利用者に対するアンケート調査等の実施
- (10) 事業報告
- (11) シェアサイクルでの生野区内及び天王寺区内、その他区外を周遊するモデルルートを作成・広報

(協議)

第6条 甲及び乙は、前2条に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施項目については、甲乙合意のうえ、決定する。

(費用負担)

第7条 第5条に規定する乙の業務範囲に属する業務に要する費用及びその他本件協定書により乙の業務とされた事項について要する費用は、全て乙の負担とし、甲は、補助金、委託料、負担金など形態の如何を問わず、それらの費用を一切負担しない。

- 2 本実証実験に使用する自転車が放置自転車として撤去・保管された場合の費用は、乙の負担とする。
- 3 違法駐輪その他シェアサイクルの利用者が法令に反する行為を行った場合については、乙の責任において必要な対処をする。

(本実証実験の変更等)

第8条 乙は、本実証実験の実施にあたり次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ甲に通知し、必要に応じて変更理由等を甲へ説明するものとする。

- (1) シェアサイクル利用料金の変更
 - (2) シェアサイクル利用方法の変更
 - (3) 生野区内及び天王寺区内（周辺地域を含む）のポートの変更
 - (4) 車両台数の変更
 - (5) その他本実証実験の実施に係る変更
- 2 甲が別途企画する事業において、本実証実験で実施する事業に関連する場合、乙はできる限り協力するものとする。
 - 3 乙は第1項各号の変更等を行う場合、利用者に対し、適切な方法で、変更内容について周知するものとする。

(関係法令等の遵守)

第9条 乙は、関係法令等に従って、本実証実験を実施しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本実証実験を実施するための個人情報の取扱いについて、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）等の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 乙は、本実証実験の実施に当たって、暴力団の排除について別紙2「暴力団等の排除に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(善管注意義務)

第12条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本実証実験を実施しなければならない。

2 乙は、本実証実験の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により公有財産、及び公有財産に付属する舗装、設備、備品等を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

3 前項の場合において、乙が公有財産を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって公有財産を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(許認可等の取得等)

第13条 乙は、この協定に別段の定めがある場合を除き、本実証実験の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

(第三者への委託)

第14条 乙は、本実証実験の全部又は大部分若しくは主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。

2 乙は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の委託にあたっては、甲の承諾を必要としない。

3 乙は、第1項及び第2項に規定する業務以外の本実証実験の一部委託にあたっては、書面により甲に通知しなければならない。

(付保)

第15条 乙は、自己の費用及び責任において提案書類に記載する種類及び内容の損害保険契約を締結するものとし、これを変更する場合、事前に甲と協議するものとする。

第3章 事業報告

(定期報告)

第16条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「定期報告事項」という。）を記録するとともに、各四半期終了から30日以内に、定期報告事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。なお、最終四半期については年度の報告書もあわせて提出するものとする。

- (1) 自転車及びポートの利用状況に関する事項、利用者の移動傾向に関する事項
- (2) 利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項（最終四半期のみ）
- (3) 利用料金その他の収入の状況に関する事項（最終四半期のみ）
- (4) 本実証実験の実施に要する経費の支出の状況に関する事項（最終四半期のみ）
- (5) 前号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

(中間報告)

第17条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「中間報告事項」という。）を記録するとともに、令和7年4月末までに中間報告事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 自転車及びポートの利用状況、利用者の移動傾向に関する事項
- (2) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (3) 本実証実験の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- (4) 利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項
- (5) 本実証実験の課題に関する事項
- (6) 事故や苦情等に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

(最終報告)

第18条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「最終報告事項」という。）を記録するとともに、実施期間終了後30日以内に、実施期間を通じた最終報告事項を記載した報告書及び収支決算書を甲に提出するものとする。（協議のうえで、別に期限を設けた場合を除く。）

- (1) 自転車及びポートの利用状況に関する事項
- (2) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (3) 本実証実験の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- (4) 利用者の満足度や交通行動の変化等に係るアンケートに関する事項
- (5) 本実証実験の課題に関する事項
- (6) 事故や苦情等に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

第4章 本実証実験の実施

(事業責任者の選任)

第19条 乙は、本実証実験に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

- 2 乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。
- 3 事業責任者は、本実証実験の業務内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めることとする。
- 4 事業責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 本実証実験の乙の業務の総括に関すること
 - (2) 本実証実験の利用者等の安全対策に関すること
 - (3) 甲との連絡調整に関すること
 - (4) 本実証実験に従事する従業員の指導監督に関すること

(職務代理者の選任)

第20条 乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

- 2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

(管理体制の構築)

第21条 前2条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう、本事業の実施に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

第5章 本実証実験の中止

(甲による本実証実験の中止)

第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本実証実験の中止を命じることができるものとする。

- (1) 乙が本協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 乙の事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (3) 甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- (4) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

(甲乙の合意による本実証実験の中止)

第23条 乙は、経営状況など本実証実験の継続が困難な場合、甲に対して本実証実験中止の申し出を行い、甲乙は協議し、合意のうえ本実証実験を中止することができる。

(公有財産の使用中止)

第24条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の公有財産の使用の中止を命じることができるものとする。

- (1) 甲が提供する公有財産において、公用、公共用又は公益事業に供するため公有財産を必要とする場合
- (2) 乙が使用する公有財産及びその周辺において、公有財産の利用者へ支障が生じた場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

第6章 実施期間の満了時等の措置

(原状回復等)

第25条 乙は、実施期間が満了したとき（前2条の規定その他の事由により、本実証実験の中止及び公有財産の使用が中止されたときを含む。以下この章において同じ。）は、その費用及び責任において公有財産を原状に回復したうえで甲に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく公有財産を原状に回復しない場合は、乙に代わって公有財産を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

第7章 損害賠償

(甲の損害賠償義務)

第26条 甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第27条 乙は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、本実証実験の実施に付随関連して乙が、公有財産の全部又は一部を滅失し又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第28条 乙は、本実証実験の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、利用者への賠償については別途乙が定める利用規約に従うものとする。

2 乙が前項の義務を履行しない場合において、甲が当該第三者に対して合理的な範囲内で損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第8章 不可抗力

(不可抗力)

第29条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

第9章 雑則

(地位等の譲渡等の禁止)

第30条 乙は、本実証実験の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

2 乙は、本実証実験を実施するために自己の費用及び責任において公有財産に設備、備品等を設置する場合は、実施期間中、当該設備、備品等を第三者に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

(合併等の報告等)

第31条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為(以下「合併等」という。)をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(情報の公表)

第32条 甲は、この協定書の他次の各号に掲げる書類等を公表するときは、事前に乙の承諾を得るものとする。

- (1) 第3章の規定により乙が作成し、甲に提出した事業報告書
- (2) 前号に掲げるもののほか、乙がこの協定の規定により甲に対して報告した事項

(承諾等の様式等)

第33条 この協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、この協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

2 乙がこの協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）の著作権のうち乙が有するものについては、甲は本実証実験の目的の範囲内で自由に利用することができる。但し、公表については前条に従うものとする。乙は、その著作者人格権についても、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。

(解釈)

第34条 甲がこの協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第35条 この協定に関連する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第36条 この協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市生野区勝山南3-1-19
大阪市
生野区長 筋原 章博

乙 [主たる事務所の所在地]
[法人等の名称]
[代表者の職及び氏名]